

福岡市科学館 第2期連携スクエア

出展説明書

目次

1 基本事項

- 1-① 出展対象エリア
- 1-② 対象ブース
- 1-③ ブース使用料
- 1-④ 展示物の製作・設置・撤去工事費
- 1-⑤ 展示物の破損・故障・部品交換等に対する修繕費
- 1-⑥ ブースの管理費

2 製作物に関する事項

- 2-① 展示物設置の範囲について
- 2-② 高さ制限について
- 2-③ 重量制限について
- 2-④ 搬入可能な展示物の大きさ
- 2-⑤ 電気について
- 2-⑥ 映像装置・照明について
- 2-⑦ 音量制限について
- 2-⑧ 天井工事について
- 2-⑨ 床面工事について
- 2-⑩ その他安全対策
- 2-⑪ 設計図面の提出

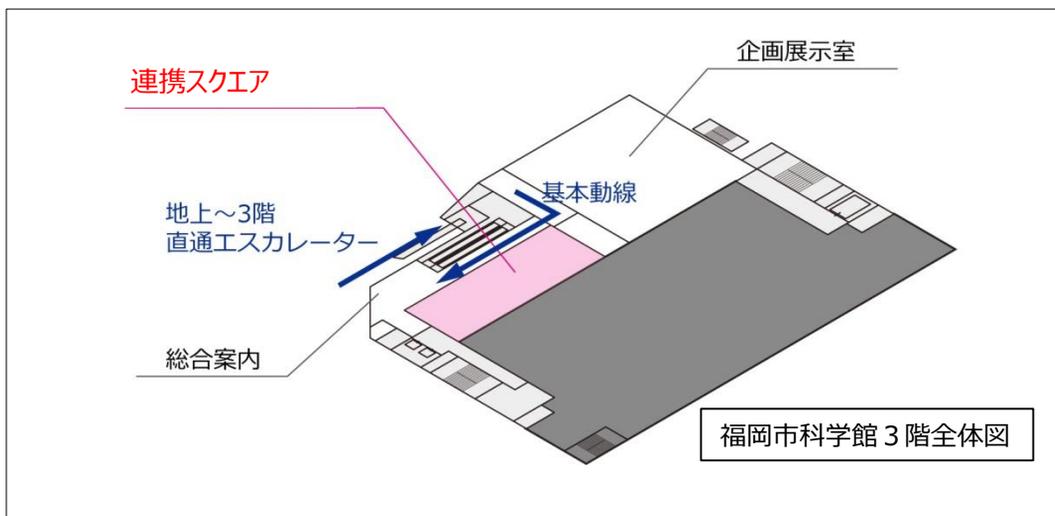
3 展示内容や運用に関する事項

- 3-① 模倣品・偽造品の展示等の禁止
- 3-② 比較表示
- 3-③ 安全表示・警告表示
- 3-④ 体験補助員について
- 3-⑤ 破損や不具合の発生時の対応について

1 基本事項

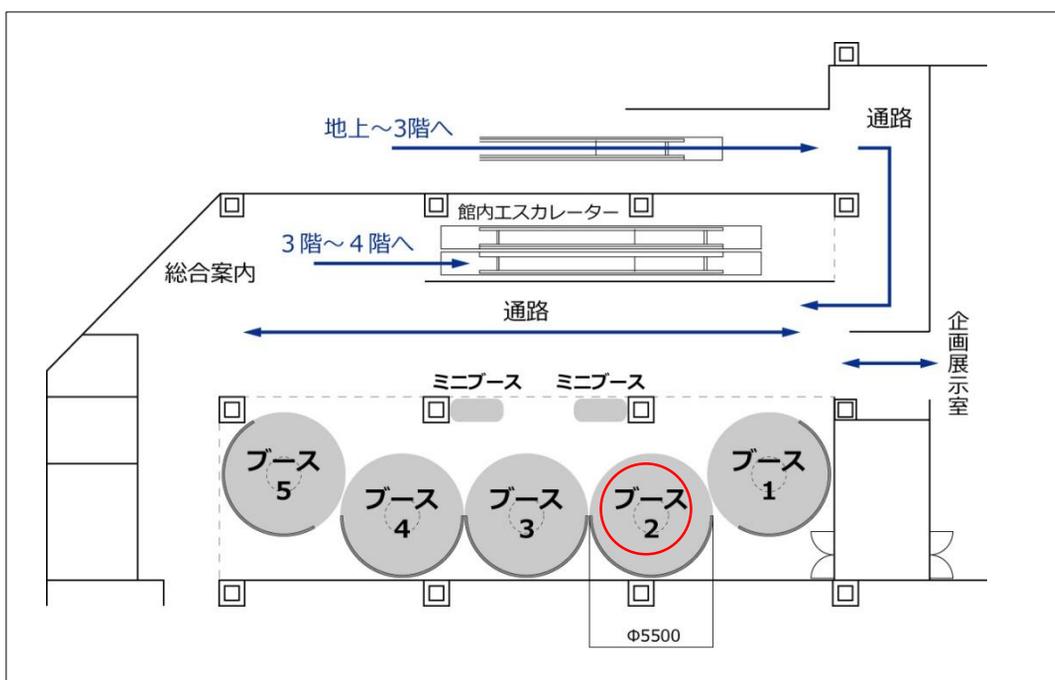
1-① 出展対象エリア

福岡市科学館 3階 連携スクエア内を出展対象エリアとします。
 ※福岡市科学館所在地：福岡市中央区六本松四丁目2番1号



1-② 対象ブース

連携スクエア内には計 5 小間を設定しています。今回の対象スペースはブース 2 となります。



1-③ ブース使用料

ブース使用料は無料とします。

1-④ 展示物等の製作・設置・撤去工事費

展示物等の製作・設置・撤去工事費は、出展者のご負担とします。なお、展示物等の製作・設置工事には以下のものが含まれます。

- ・ブースを仕切る間仕切り壁
- ・ブース内に設置する什器、展示物、装置、パネル等
- ・ブース内の床面
- ・電気配線等の二次側工事
- ・その他映像機器、照明の取り付け等

なお、撤去の際には、展示物の設置工事前の状態への復旧をお願いいたします。

1-⑤ 展示物等の破損・故障・部品交換等に対する修繕費

展示物等の破損・故障・部品交換等に対する修繕費は、出展者のご負担とします。故障等した場合、速やかに修繕等の処置をお願いいたします。

1-⑥ ブースの管理費

福岡市科学館職員が行う、展示物の開館・閉館時の電源操作、簡易清掃、パンフレットや印刷物の補充、展示品の整頓等で軽微なもの等に係る管理費は、出展者のご負担とします。管理費は、各小間共通（ミニブースは除く）で月額10,000円とします。

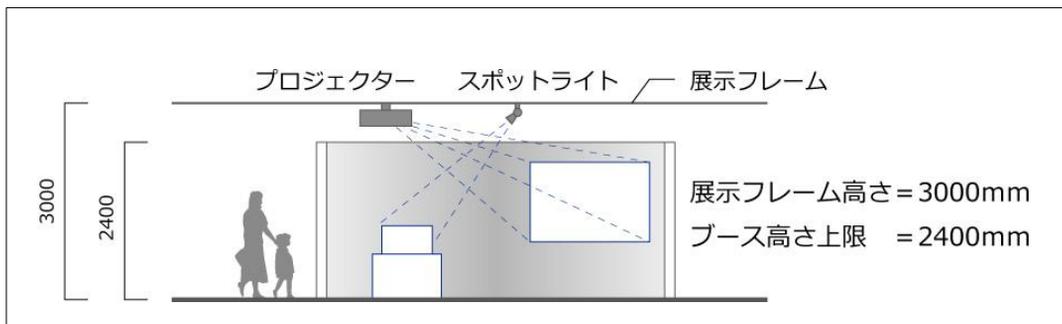
2 製作物に関する事項

2-① 展示物設置の範囲について

展示物の設置や映像等による演出はブース2とします。

2-② 高さ制限について

間仕切り壁及び、ブース内に設置する什器、パネル、各種装置等は原則2.4m以下とします。ただし、天井から吊り下げるスポットライト照明、プロジェクター等の機器についてはその限りではありません。スポットライト照明、プロジェクター等の機器の位置の決定については、防災上の観点から事務局協議いただく場合があります。



2-③ 重量制限について

床荷重上限6900N/m²を超えない範囲とします。

2-④ 搬入可能な展示物の大きさ

幅2.8m、高さ2.5m、奥行き2.6mを超える展示物は搬入できません。搬入する場合は分解する等の措置が必要です。

2-⑤ 電気について

各ブースに供給する電気容量については別途協議とさせていただきます。

2-⑥ 映像装置・照明について

映像装置の設置にあたっては来場者の視野角と適正な視聴距離に十分ご配慮ください。なお、運営上問題が発生した場合は改善をお願いする場合があります。
また、照明や映像投影をブース外に照射することを禁止します。

2-⑦ 音量制限について

マイク、スピーカー、AV機器等の使用については音量制限75dB以下とします。他ブースからの苦情等が発生した場合、測定を行い改善をお願いする場合があります。
また、上記規定値内であっても、明らかに耳障りな音を発し、隣接小間や来場者より苦情が発生した場合、事務局より改善をお願いする場合があります。

2-⑧ 天井工事について

天井面からスポットライト照明、プロジェクター等を吊り下げる場合は、十分に落下防止策を講じてください。

2-⑨ 床面工事について

自立式の壁面・什器を設置する場合は、必要に応じてアンカーボルトを打ち込む等、転倒防止策を十分に講じてください。また、アンカーボルトを施工する場合には、F S Cとの事前協議及び施工要領・施工図の提出を行ってください。

2-⑩ その他安全対策

福岡市科学館は「公」の施設として、幼児から高齢者まで幅広い層の来場者を見込んでいます。来場者による事故等を防止する安全対策にご配慮ください。

2-⑪ 設計図面の提出

出展者は、現場工事に着手する1ヵ月前に、事務局に設計図面の提出をお願いします。

3 展示内容や運用に関する事項

3-① 模倣品・偽造品の展示等の禁止

第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。）を侵害する物品（いわゆる模倣品・偽造品）を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。

3-② 比較表示

下記の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、原則として他社の商品・製品・技術等との比較表示は禁止します。

1. 展示および実演による比較表示
2. 説明パネル・パンフレット等による比較表示
3. ナレーション等による比較表示
4. その他の商品・製品・技術等に関する比較表示

3-③ 安全表示・警告表示

展示ブースの安全設計・施工の徹底と、各種展示物に対する適切な安全表示・警告表示をお願いします。

3-④ 体験補助員について

展示ブースにおける展示の閲覧や体験については、原則として無人対応が可能なものを導入してください。体験補助員が必要な展示物等を設置する場合は、出展者側にて体験補助員を配置してください。なおこの場合、事前に事務局への申請を必要とします。

3-⑤ 破損や不具合の発生時の対応について

展示ブース内の展示に破損や不具合等が発生した際、発見後速やかに事務局より出展者ご担当者様へ連絡いたします。

その際、状況報告及び協議をもとに、ブースへの立入制限、展示物への調整中等の仮設表示等の応急対応について事務局に依頼することができます。

また、緊急に立入制限が必要な状況が発生したと事務局が判断した場合、来場者の安全確保の為、状況報告及び協議前であっても一時的に立入制限を行うことがあります。